

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（平成十八年一月五日第二十五次改訂版）

追補

次のように改正されましたので、該当箇所についてご訂正下さい。  
（改正箇所は傍線等で示しました。）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律……(1)

改正 平成十七年七月二十六日 法律第八十七号

\*法律第八十七号は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づき公聴会等の手続に関する規則……(3)

全改正 平成十八年三月三十一日省令第三十一号

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(三五頁 改正)

(登録の基準)

**第五十三条** 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第四十七条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第五十八条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業

者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2 (略)

(三六頁 改正)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

**第五十八条の二** 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

(七〇頁 平成一六年六月九日 法律第九四号の附則の次に追加)

附則（平成一七年七月二六日 法律第八七号）抄

\* 法律第八七号は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内にお

---

いて政令で定める日から施行する。  
254 (略)

(平成一八年三月二十九日政令第七七号により平成一八年五月一日から  
施行)

---

(101頁 改正)

(平成十八年三月三十一日経済産業省令第三十一号により、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則」の全部が次のように改正されました。)

**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に  
関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に  
関する規則**

〔平成十八年三月三十一日〕  
〔経済産業省令第三十一号〕

行政手続法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十三号）の施行に伴い、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第九十二条の規定を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則の全部を改正する省令を次のように制定する。

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

### (公告及び予告)

**第一条** 経済産業大臣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項の意見の聴取（経済産業大臣がした処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。）をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限の日の七日前までに公告しなければならない。

2 意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公告された期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 職業及び略歴
- 三 意見の要旨及び理由

3 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、意見聴取会の期日の七日前までに意見聴取会の期日及び場所を審査請求人又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）、利害関係人及び参加人に予告しなければならない。

### (議長)

**第二条** 意見聴取会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

### (参考人)

**第三条** 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

### (利害関係の疎明)

**第四条** 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

### (不服の要旨及び理由の陳述等)

**第五条** 意見聴取会においては、最初に不服申立人又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。

2 意見聴取会において不服申立人又はその代理人が出席しないときは、議長は、不服申立書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

3 不服申立人若しくは利害関係人又はこれらの代理人であつて、第一条第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

### (議長の議事整理権)

**第六条** 議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

### (延期及び続行)

**第七条** 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2 前項の規定により延期又は続行をする場合においては、議長は、次

年四月一日から施行する。

回の期日及び場所を定め、これを公告しなければならない。この場合において、その期日及び場所を不服申立人、利害関係人及び参加人はこれらの代理人に通知するものとする。

(調書)

第八条 議長は、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 不服申立人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名又は名称及び住所
- 六 出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名
- 七 弁論、陳述又はこれらの要旨
- 八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
- 九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

(記録の閲覧)

第九条 不服申立人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はこれらの代理人も同様とする。

附 則

この省令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八

◎今後の液化石油ガス法令関係の改正状況は、  
当協会のホームページをご利用下さい。

高圧ガス保安協会ホームページ  
<http://www.khk.or.jp>